両立支援等助成金

育児休業等支援コース

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給します。

育休取得時・職場復帰時

A		助成金	生産要件を満たした場合
	休暇取得時	28.5万円	36万円

プランに基づき、対象労働者の育児休業（産前休業から引き続き産後休業及び育児休業をする場合は、産前休業。）の開始日の前日までに、業務の引き継ぎを実施し、対象労働者に、連続3か月以上の育児休業（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合は、産後休業を含む）を取得させた時に支給。

B		助成金	生産要件を満たした場合
	休暇取得時	28.5万円	36万円
	職場支援加算	19万円	24万円 ※「B 職場復帰時」に加算して支給

対象労働者を原職等に復帰させ、原職等復帰後も申請日までの間、雇用保険被保険者として6か月以上継続雇用していること。
「職場支援加算」は、代替要員を確保せずに、業務の効率化、周囲の社員により対象労働者の業務をカバーした場合に支給します。

代替要員確保時

	助成金	生産要件を満たした場合
休暇取得時	47.5万円	60万円
職場支援加算	9.5万円	12万円

育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

職場復帰後支援

	助成金	生産要件を満たした場合
休暇取得時	28.5万円	36万円
職場支援加算	A:子の看護休暇制度 1,000円×時間	
	B:保育サービス費用補助制度 実費の2/3	

育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、以下の制度導入などの支援に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。